

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第44回 東京都弁護士協同組合と東京都弁護士国民健康保険組合

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68期)

1 弁護士は人権擁護と社会正義の実現に献身的に取り組む一方、その使命を全うするための経済的基盤は必ずしも十分ではありませんでした。弁護士会も会員のための福利厚生・共済事業等を行っていましたが、財政上・制度上の制約から、弁護士自体の生活保障までは及びませんでした。こうした状況を改善しようと、相互扶助の精神のもと、昭和41年に東京弁護士会内に「弁護士事業協同組合特別委員会」が設置されました。前例のない事業への不安から当初は慎重な意見もありましたが、富士銀行、三菱銀行、三井銀行とのローン協定により融資財源の目処が立ち、昭和43年に「東京弁護士協同組合」がついに誕生しました。



東京弁護士協同組合の創立総会が行われた旧東京弁護士会館（『東京弁護士会史』より）

特に融資斡旋事業が予想以上の好評を博し、融資を受けるために東京弁護士会への登録換えをする他会の弁護士が出るほどの人気となったため、第一東京・第二東京の両弁護士会も合流し、同年11

月に「東京都弁護士協同組合」へと名称を改めました。

組合の事業は年を追うごとに充実していきました。住宅・事業資金の有利な条件での融資斡旋に加え、昭和44年からは弁護士ビルの分譲斡旋も開始。西新橋や赤坂などに次々とビルを完成させ、大きな成

功を収めました。各種保険の斡旋、有名百貨店での割引購入、保養施設や旅行会社との特約、法律事務所用品の販売など、福利厚生事業も着実に拡充されました。

財政面でも堅実な成長を遂げ、昭和43年度末の正味資産約2千万円は、12年後の昭和54年度には1億円を超えるまでになりました。この成功は全国の弁護士会を刺激し、大阪・名古屋など各地での弁護士協同組合設立と、全国弁護士協同組合連絡協議会の発足へとつながっていきます。

2 弁護士の長期療養や高額治療費への備えとして、東京三弁護士会は昭和27年に健康保険組合の設置を提案しました。しかし最初の案は保険料が月額300円と高く、会員の過半数の同意を得られず一度は頓挫しました。その後、組合員月額200円・家族100円への見直しなど粘り強い調整が実を結び、昭和31年10月に「東京都弁護士国民健康保険組合」として業務を開始しました。

発足時の組合員1,508名は昭和54年度には3,584名へと拡大。自己負担割合も当初の5割から段階的に改善され、昭和43年には組合員・家族ともに3割負担となりました。さらに昭和40年からは総合診断や胃部レントゲン検診などの健康診断も実施され、昭和42年度以降は東京三会合同で行われるようになり、現在も会員とその家族の健康を支え続けています。

3 2つの組合は、東京三会が一体となって設立・運営に取り組んできた結晶であり、弁護士の経済的安定と生活保障を支える重要な基盤として今日も機能しています。